

内閣参質二一九第四九号

令和七年十二月二日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員辻元清美君提出高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における「戦艦」の意義等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻元清美君提出高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における「戦艦」の意義等に関する
質問に対する答弁書

一について

令和七年十一月七日の衆議院予算委員会における岡田克也委員の存立危機事態に関する質問について、
主に内閣官房において答弁資料を作成した。

二の1及び4について

御指摘の「戦艦」という艦種の軍艦については、一義的に確立された定義があるとは承知しておらず、
文脈によってその意味するところが異なり得るため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

なお、「戦艦」の意味は、例えば、広辞苑（第七版）によれば、「①戦争に用いる船。軍艦。戦闘艦。
②軍艦の一種。最も卓越した攻撃力と防御力とを有する大型艦で、第二次大戦までは水上兵力の中心。」
とされているものと承知している。

二の2及び3について

お尋ねについては、事柄の性質上、お答えすることは差し控えたい。

二の五について

「戦艦」の意味は、例えば、広辞苑（第七版）によれば、「①戦争に用いる船。軍艦。戦闘艦。②軍艦の一種。最も卓越した攻撃力と防御力とを有する大型艦で、第二次大戦までは水上兵力の中心。」とされているものと承知しており、文脈によってその意味するところが異なり得るため、「言い間違い」との御指摘は当たらない。